

令和5年広審第17号

裁 決

油送船A岩場衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免状 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年11月19日05時40分半僅か過ぎ

広島県櫛石

2 船舶の要目

船種 船名 油送船A

総トン数 346トン

全 長 56.32メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、船橋前部中央に操舵スタンド、右舷側に電子海図システム及び機関遠隔制御装置、左舷側にレーダー2台をそれぞれ備え、船首端から47メートル後方、左舷舷側から2メートル右方の船橋上部にGPSアンテナを設置した船尾船橋型鋼製油送船で、a受審人ほか3人が乗り組み、空倉のまま、船首1.2メートル船尾3.0メートルの喫水をもって、令和4年11月19日05時00分広島港第1区を発し、大分港に向かった。

ところで、広島県能美島の岸根鼻南西方420メートル沖合に長さ約40メートル幅約20メートルの小判形で平均水面上の高さ9メートルの水上岩櫓石が存在し、海図W1112Bにも記載されており、a受審人は、能美島西方沖合を複数回航行した経験があり、櫓石の存在を承知していた。

a受審人は、1号レーダー及び電子海図システムを作動させ、操舵スタンド後方に立って操船に当たり、広島県大奈佐美島東方沖合を南下したのち、05時37分半少し過ぎ中ノ瀬灯標から096度（真方位、以下同じ。）640メートルの地点で、岸根鼻から離すため、針路を222度に定めて自動操舵とし、11.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、05時38分中ノ瀬灯標から106.5度570メートルの地点に達したとき、櫓石まで920メートルとなり、その後櫓石に向首接近する状況となったが、岸根鼻から離していれば無難に航行できるものと思い、レーダーや電子海図システムで櫓石との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a受審人は、櫓石に向首したまま続航し、05時40分半船首至近

に櫓石を認め、右舵一杯及び機関を全速力後進としたものの、及ばず、05時40分半僅か過ぎ中ノ瀬灯標から185度860メートルの地点において、Aは、船首が241度を向いたとき、原速力のまま、左舷船首部が櫓石に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、左舷船首部外板に破口を伴う凹損、左舷アンカーシャックに曲損、左舷アンカーベルマウス及びホースパイプに亀裂等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件岩場衝突は、夜間、能美島西方沖合において、大分港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、同島西方沖合の櫓石に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、能美島西方沖合において、大分港に向けて航行する場合、同島西方沖合の櫓石に衝突することのないよう、レーダーや電子海図システムで櫓石との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、岸根鼻から離していれば無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、櫓石に向首接近する状況に気付かないまま進行して衝突を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年11月21日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾